

政令第三十七号

東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令
内閣は、特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令（平成二十三年政令第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条から第六条までの規定中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

第七条中「平成三十一年六月三十日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

第八条から第十一条までの規定中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

この政令は、公布の日から施行する。

附 則

農林水産大臣 吉川 貴盛
内閣総理大臣 安倍 晋三

地域保健法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

令和元年六月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三十八号

地域保健法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域保健法（昭和二十二年法律第二百一号）第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地域保健法施行令（昭和二十三年政令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「四日市市及び大牟田市」を「及び四日市市」に改める。

附 則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 根本 匠
内閣総理大臣 安倍 晋三

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

御名 御璽
令和元年六月二十六日

政令第三十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）第二十四条の二第一項及び第二十四条の六、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十一年法律第二百四号）第四十六条及び第四十七条並びにポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第二十六条第一項及び第三十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正）

第一条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「並びに大牟田市の長」を削る。

（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令の一部改正）

第二条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成十三年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は大牟田市」を削る。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第三条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「平成三十九年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第八条中「並びに大牟田市の長」を削る。

別表の一の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同表の二の項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第三条（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令第八条の改正規定を除く。）の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行前に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第四項において「廃棄物処理法」という）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（同項において「措置法」という）（次項及び第三項において「廃棄物処理法等」と総称する。）の規定により大牟田市の長がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為（第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「旧廃棄物処理法施行令」という）第二十七条第一項、第二条の規定による改正前の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（次項及び第二項において「旧建設資材再資源化法施行令」という）第八条第四項又は第三条の規定による改正前のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（以下「旧措置法施行令」という）第八条の規定により大牟田市の長が行うこととされていた事務に係るものに限る。）は、福岡県知事がした許可、認可、指定その他処分又は通知その他の行為とみなす。

内閣総理大臣 安倍 晋三

2 この政令の施行の際現に廃棄物処理法等又は旧廃棄物処理法施行令の規定により大牟田市の長に對してされている申請、届出その他の行為（旧廃棄物処理法施行令第二十七条第一項若しくは第二項、旧建設資材再資源化法施行令第八条第四項又は旧措置法施行令第八条の規定により大牟田市の長が行うこととされたいた事務に係るものに限る。）は、福岡県知事に對してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この政令の施行前に廃棄物処理法等又は旧廃棄物処理法施行令の規定により大牟田市の長に對し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項（旧廃棄物処理法施行令第二十七条第一項若しくは第二項、旧建設資材再資源化法施行令第八条第四項又は旧措置法施行令第八条の規定により大牟田市の長が行うこととされたいた事務に係るものに限る。）は、この政令の施行前にその手續がされていないものについては、これを、福岡県知事に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、廃棄物処理法等又は第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の規定を適用する。

4 この政令の施行前に廃棄物処理法又は措置法第十二条第一項（措置法第十五条において読み替え第一項又は旧措置法施行令第八条の規定により大牟田市の長がした処分（旧廃棄物処理法施行令第二十七条の規定により大牟田市の長が行うこととされたいた事務に係るものに限る。）についての廃棄物処理法第二十四条の二第二項又は措置法第二十六条第二項の規定による再審査請求については、なお従前の例による。

国土交通大臣 石井 啓一

環境大臣 原田 義昭

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三
防衛大臣 岩屋 肇

○防衛省令第一号
不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年六月二十六日

沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行規則（昭和五十二年總理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

法施行規則（昭和五十二年總理府令第三十九号）の一部を次のように改正する。
様式第一号中「日本」を「日本」に改める。

この命令は、令和元年七月一日から施行する。

附 則

省 令

○法務省令第五号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の二の九第三項及び第六十九条の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十六日

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に對応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改

正

後

改

正

前

（意見書の内容）

第五十八条の七 法第六十一条の二の九第一項の規定による審査請求に係る行政不服審査法第四十二条第一項の意見書には、三人の難民審査參與員が、当該審査請求に対する意見及びその理由を記載し、これに署名し、又は記名押印するものとする。

第五十八条の七 法第六十一条の二の九第一項の規定による審査請求に係る行政不服審査法第四十二条第一項の意見書には、三人の難民審査參與員が、当該審査請求に対する意見及びその理由を記載し、署名するものとする。